

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び棚倉町財務規則（昭和58年棚倉町規則第6号。以下「規則」という。）第112条の規定に基づき、次のとおり条件付き一般競争入札について公告する。

棚倉町長 宮川 政夫



工 事 番 号	第 2 号
業 種	電気設備一式工事
工 事 名	棚倉町文化センターホール舞台照明改修工事
工 事 場 所	東白川郡棚倉町大字関口字一本松 5 8 番地
予 定 工 期	令和 7 年 7 月開催予定の棚倉町議会議決の翌日から 2 5 1 日間
工 事 概 要	○電気設備工事 ・ 舞台照明、客席照明、舞台・客席照明調光操作改修等
最低制限価格	設定有り

FAX 0247-33-9611

入札参加者は、入札書に記載される入札金額に対応した見積内訳書（数量・単価・金額等を明らかにしたものに限る。）を提出しなければならない。

- ア 提出する日時 令和7年7月17日(木)
入札日当日の午前10時00分から午前10時30分まで
- イ 提出する場所 棚倉町役場3階 正庁

4 入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次の各項に掲げるとおりとする。

- (1) 棚倉町の令和7・8年度工事等請負有資格業者名簿に登録されていること。
- (2) 施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する事実により町の入札参加制限を受けていないものであること。
- (4) 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱(平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達)第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく県による入札参加資格制限中の者でないこと。
- (5) 工事等の請負契約等に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱(平成27年棚倉町要綱第29号)第17条の規定に基づく町による指名停止中の者でないこと。
- (6) 東白川郡、西白河郡及び白河市に所在のある業者(営業所においては、有資格業者名簿登録の際に委任を受けていること。)
- (7) 電気工事における建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- (8) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果の審査基準日が最新のものの電気工事の総合評価値が700点以上であること。
- (9) 過去10年間に、電気設備一式工事で20,000千円以上の公共工事の実績があること。

5 入札参加の確認

入札に参加を希望する者は、棚倉町条件付一般競争入札実施要綱(以下「要綱」という。)に基づき、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和7年7月4日(金)午前11時まで
- (2) 提出場所 棚倉町教育委員会 生涯学習課(棚倉町文化センター)
- (3) 提出する書類

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書(第3号様式)

イ 申請書別紙(施工実績を証明する契約書の写し、配置予定技術者の資格を証明する資料として許可又は登録証明書等の写し及び監理技術者資格者証の写し(表・裏等を記載))

ウ 4.(2)の営業所等において、入札参加資格申込みをするときは、委任状の写し

エ 納税証明書(公告の前日の時点で納期が到来している法人町(市・村)民税、固定

資産税及び軽自動車税を完納しているもの。)

オ 長形 3 号封筒 1 通 (参加資格結果通知等の送付用で切手 110 円分貼付し、送付先を明記したもの)

カ 特定建設業許可通知書の写し及び経営事項審査結果通知書の写し

(4) 提出部数 1 部

(5) 提出方法

郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、令和 7 年 7 月 4 日 (金) 午前 11 時まで必着とする。

(6) その他

ア 提出期限以降に提出書類の差し替え及び再提出は認めないものとする。

イ 提出書類の作成、提出及び説明に要する費用は、申請者の負担とする。

ウ 提出書類の返却及び公表は行わず、他の用途には使用しないものとする。

6 入札参加資格の通知

(1) 入札参加資格の確認結果については、令和 7 年 7 月 8 日 (火) に書面で通知する。

(2) 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。

なお、説明の要求期限は、令和 7 年 7 月 14 日 (月) 午前 11 時までとする。

(3) (2)により説明を求める場合には、書面 (任意様式) により提出しなければならない。

(4) (3)により書面が提出されたときは、書面により回答するものとする。

なお、回答は、令和 7 年 7 月 15 日 (火) までに郵送又はファックスにて通知する。

7 入札保証金の納付

入札保証金の納付は、規則第 115 条第 1 項第 4 号の規定により免除する。

ただし、落札者において契約を締結しないときは、見積りに係る金額 (消費税及び地方消費税を含む。) の 100 分の 5 に相当する金額を納付しなければならない。

8 契約保証金の納付

契約を締結しようとする者は、規則第 97 条の規定により、請負代金又は契約代金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を現金 (現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。) で納め、又は契約保証金に代わる担保となる有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、棚倉町が確実と認める金融機関又は保証事業会社 (公共工事の前払金保証事業に関する法律 (昭和 27 年法律第 184 号) 第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。) の保証に係る証券を提供しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかの保証を付する場合は免除する。

(1) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害を補てんする履行保証保険契約の締結

9 設計図書等の閲覧

入札参加を希望する者（入札参加資格を有しないことが明らかである者を除く。）は、本工事に係る設計図面及び仕様書等を次のとおり閲覧することができる。

- (1) 閲覧期間 令和7年6月27日（金）から令和7年7月16日（水）
（※土曜、日曜、祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時00分）
- (2) 閲覧場所 棚倉町教育委員会 生涯学習課（棚倉町文化センター）
- (3) 閲覧の方法 設計図書閲覧（貸出）申請書【別記様式1】により、閲覧又は貸出するものとする。

10 設計図書に関する質問

対象工事に係る設計図書等に関して条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（第1号様式）により、町長に質問することができる。

- (1) 提出場所 棚倉町教育委員会 生涯学習課（棚倉町文化センター）
- (2) 提出期限 令和7年7月9日（水）の正午まで必着とする。
- (3) 提出方法 持参又は郵送及びファックスによる。
- (4) 回答書 令和7年7月14日（月）の午後3時までに、ファックスにより質問者に送付するとともに、棚倉町教育委員会生涯学習課（棚倉町文化センター）において閲覧に供する。

11 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者の行った入札
- (2) 入札に関する条件等に違反した入札
- (3) 入札参加資格が確認された者であって、確認の後入札時点までに指名停止を受けた者の行った入札
- (4) 虚偽の申請を行った者の行った入札

12 その他

(1) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約の締結

契約は、棚倉町工事請負契約約款を適用する。

(3) 契約の成立

契約は、令和7年7月開催予定の棚倉町議会において可決された場合に本契約として成立するものとする。否決された場合には契約締結が成立しないものとし、かつ、このことにより落札者に損害を生じた場合においても、棚倉町は一切その賠償の責に任じないものとする。

(4) 適用法令

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）の適用を受ける工事である。

(5) 経営事項審査について

建設業法第27条の23及び建設業法施行規則第18条の2により、契約に当たっては有効な経営事項審査が必要であるので、経営事項審査の有効期限切れ事業者とは契約することができないので注意すること。

(6) 現場説明会について

現場説明会は行わない。

(7) その他、詳細については「棚倉町競争入札心得」による。

(8) 本工事は、以下の工事である。

「週休2日確保モデル工事」（・月単位・通期）発注方式は発注者指定型である。

